



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 8月30日火曜日 第2803号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則..... (医療対策課) ... 652

## 告 示

学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことができる収益事業の種類の一部改正..... (私学文書課) ... 668

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 668

指定医療機関の休止の届出..... ( " ) ... 668

指定医療機関の廃止の届出..... ( " ) ... 668

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... ( " ) ... 669

介護機関（介護予防事業者）の指定..... ( " ) ... 669

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更..... ( " ) ... 669

地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 669

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（4件）..... (農地整備課) ... 669

保安林の指定施業要件の変更予定（2件）..... (森林整備課) ... 670

建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 671

## 訓 令

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (医療対策課) ... 671

## 選挙管理委員会告示

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 674

## 規 則

### ○愛媛県規則第37号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 医療法施行細則の一部を改正する規則

第1条 医療法施行細則（平成14年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(書類の様式)			(書類の様式)		
第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1	省略		1	省略	
2	政令第5条の5の2第2項の申請書	実施計画認定申請書（様式第1号の2）			
3	省略		2	省略	
4	省略		3	省略	
5	省略		4	省略	
6	省略		5	省略	
7	省略		6	省略	
8	省略		7	省略	

9	省略	
10	省略	
11	省略	
12	省略	
13	省略	
14	省略	
15	省略	
16	省略	
17	省略	
18	省略	
19	省略	
20	省令第30条の36の8第1項の申請書	実施計画変更認定申請書 (様式第18号の2)
21	省略	
22	省令第31条の5の申請書	省略
23	省令第31条の5の2第1項の申請書	省略
24	省令第31条の5の3の申請書	医療法人理事長特例認可申請書(様式第22号の2)
25	省令第33条の25第1項の申請書	省略
26	省略	
27	省令第35条の2第1項(省令第35条の5において準用する場合を含む。)の申請書	省略
28	省令第35条の8第1項(省令第35条の11において準用する場合を含む。)の申請書	医療法人分割認可申請書 (様式第25号の2)

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1～9 省略		
10	法第46条の5の3第2項(法第46条の6の2第3項において準用する場合を含む。)の請求	医療法人一時役員(一時理事長)選任請求書(様式第35号)
11	法第46条の8第4号の報告	省略

8	省略	
9	省略	
10	省略	
11	省略	
12	省略	
13	省略	
14	省略	
15	省略	
16	省略	
17	省略	
18	省略	
19	省略	
20	省令第31条の3の申請書	省略
21	省令第31条の4の申請書	医療法人理事長特例認可申請書(様式第21号)
22	省令第31条の5の申請書	省略
23	省令第32条第1項の申請書	省略
24	省略	
25	省令第35条の申請書	省略

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1～9 省略		
10	法第46条の4第5項の請求	医療法人仮理事選任請求書(様式第35号)
11	法第46条の4第6項の請求	医療法人特別代理人選任請求書(様式第36号)
12	法第46条の4第7項第4号の報告	省略
13	法第50条第3項の届出	医療法人定款(寄附行為)変更届出書(様式第38号)

12	省略	
13	法第54条の9第5項の届出	医療法人定款（寄附行為）変更届出書（様式第39号の2）
14	省略	
15	省略	
16	省略	
17	省略	
18	省略	
19	省略	
20	省略	
21	省略	
22	省略	
23	省略	
24	政令第5条の5の4第3項の届出	実施計画変更届出書（様式第48号の2）
25・26	省略	

様式第19号（第2条、様式第20号、様式第22号、様式第22号の2関係） 医療法人設立認可申請書

省略

注1～3 省略

4 省略

5 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する場合にあっては、医療法人理事長特例認可申請書（様式第22号の2）を併せて提出すること。

様式第25号（第2条関係） 医療法人合併認可申請書

省略

注1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第58条の2第1項 \_\_\_\_\_ 又は第3項（同法第59条の2において準用する場合を含む。）の経手を経たことを証する書類
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

様式第35号（第3条関係） 医療法人一時役員（一時理事長）選任請求書

14	省略	
15	省略	
16	省略	
17	省略	
18	省略	
19	省略	
20	省略	
21	省略	
22	省略	
23	省略	
24	省略	
25・26	省略	

様式第19号（第2条、様式第20号、様式第22号）関係 医療法人設立認可申請書

省略

注1～3 省略

4 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する場合にあっては、医療法人理事長特例認可申請書（様式第21号）を併せて提出すること。

5 省略

様式第25号（第2条関係） 医療法人合併認可申請書

省略

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第57条第1項又は第3項 \_\_\_\_\_ の経手を経たことを証する書類
- (3) 省略
- (4) 法第60条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書面
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

様式第35号（第3条関係） 医療法人仮理事選任請求書

<u>医療法人一時役員（一時理事長）選任請求書</u>	
省略	
省略	
選任しようとする一時役員（一時理事長）	省略
省略	

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 一時役員又は一時理事長に選任しようとする者の就任承諾書及び履歴書
- (2) 省略

様式第49号（第3条関係） 医療法人登記完了届出書

省略
----

注 1 「登記事項」欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第44条第1項、第54条の9第3項、第55条第6項、第58条の2第4項（同法第59条の2において準用する場合を含む。）及び第60条の3第4項（同法第61条の3において準用する場合を含む。）の規定による知事の認可に係る事項に該当するときは、記載を要しない。

2 省略

<u>医療法人仮理事選任請求書</u>	
省略	
省略	
選任しようとする仮理事	省略
省略	

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 仮理事 \_\_\_\_\_ に選任しようとする者の就任承諾書及び履歴書
- (2) 省略

様式第49号（第3条関係） 医療法人登記完了届出書

省略
----

注 1 「登記事項」欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第44条第1項、第50条第1項 \_\_\_\_\_、第55条第6項及び第57条第4項 \_\_\_\_\_ の規定による知事の認可に係る事項に該当するときは、記載を要しない。

2 省略

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第2条関係） 実施計画認定申請書

実施計画認定申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
主たる事務所の所在地	
申請者 名称	
代表者の氏名	
(印)	
社会医療法人の認定の 取消しの理由	

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の3第1項に規定する実施計画
- (2) 医療法第42条の2第1項第1号から第6号まで（第5号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであることを証する書類
- (3) 定款又は寄附行為の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

様式第18号の次に次の 1 様式を加える。



様式第21号を次のように改める。

様式第21号 削除

様式第22号の次に次の 1 様式を加える。



様式第22号の2（第2条、様式第19号関係） 医療法人理事長特例認可申請書

医療法人理事長特例認可申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     年    月    日                 </div>		
愛媛県知事	様	申請者  住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名） <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> </div>
理事長に選出しようとする理事	住所  氏名	
理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由		

注1 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第19号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 定款又は寄附行為に定められた理事長の選出に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 理事長に選出しようとする理事の就任承諾書及び履歴書
- (4) 役員名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第25号の次に次の 1 様式を加える。

様式第25号の2（第2条関係） 医療法人分割認可申請書

医療法人分割認可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

主たる事務所の所在地  
申請者 名称  
代表者の氏名 ⑩

分割前	医療法人の名称		社団又は財団の別		
	主たる事務所の所在地				
分割後	医療法人の名称		社団又は財団の別		
	主たる事務所の所在地				
	理事長の氏名				
	開設する病院、診療所又は介護老人保健施設	名称			
		所在地			
	附帯業務				
	資産の総額				
	役員数	理事	人（定数 人）	監事	人（定数 人）
	医療法人の名称		社団又は財団の別		
	主たる事務所の所在地				
理事長の氏名					
開設する病院、診療所又は介護老人保健施設	名称				
	所在地				

附 帯 業 務				
資 産 の 総 額				
役 員 数	理事	人 (定数 人)	監事	人 (定数 人)

注1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第60条の3第1項又は第3項（同法第61条の3において準用する場合を含む。）の経手を経たことを証する書類
- (3) 吸収分割契約書又は新設分割計画の写し
- (4) 分割後の各医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 分割前の各医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 分割前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 分割後の各医療法人について、次に掲げる書類
  - ア 分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
  - イ 新たに就任する役員の見任承諾書及び履歴書
  - ウ 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- (8) その他知事が必要と認める書類

様式第36号を次のように改める。

様式第36号 削除

様式第38号を次のように改める。

様式第38号 削除

様式第39号の次に次の 1 様式を加える。

様式第39号の2（第3条関係） 医療法人定款（寄附行為）変更届出書

医療法人定款（寄附行為）変更届出書 年 月 日 愛媛県知事 様 主たる事務所の所在地 届出者 名称 代表者の氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
定款（寄附行為） の変更の内容	
定款（寄附行為） の変更の理由	
変 更 年 月 日	年 月 日

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 新旧対照表
- (2) 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 変更前及び変更後の定款又は寄附行為

様式第48号の次に次の 1 様式を加える。

様式第48号の2（第3条関係） 実施計画変更届出書

実施計画変更届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>			
愛媛県知事 様  主たる事務所の所在地 届出者 名称 代表者の氏名 <span style="float: right;">㊟</span>			
変更した事項	事 項	変 更 後	変 更 前
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更後の医療法（昭和23年法律第205号）第42条の3第1項に規定する実施計画
- (2) その他知事が必要と認める書類



附 則

- 1 この規則は、平成28年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の医療法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の医療法施行細則の規定により提出された書類とみなす。

---

告 示

---

○愛媛県告示第980号

学校法人及び私立学校法第64条第 4 項の法人の行うことができる収益事業の種類（平成21年 4 月愛媛県告示第496号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

この告示の施行の際現に収益事業の種類を寄附行為に記載している学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第 4 項の法人は、当該寄附行為に記載している収益事業を引き続き行う場合においては、この告示の規定にかかわらず、当該寄附行為を変更することを要しない。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 私立学校法第26条第 1 項（同法第64条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により愛媛県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第 4 項の法人（以下「学校法人等」という。）の行うことのできる収益事業（当該学校法人等の設置する学校の教育の一環として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、2 に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条各項（第 2 項、第 3 項及び第12項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>2 収益事業の種類は、<u>日本標準産業分類（平成25年10月総務省告示第405号）</u>に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>1 私立学校法第26条第 1 項（同法第64条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により愛媛県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第 4 項の法人（以下「学校法人等」という。）の行うことのできる収益事業（当該学校法人等の設置する学校の教育の一環として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、2 に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条各項（第 2 項及び第 3 項 _____ を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>2 収益事業の種類は、<u>日本標準産業分類（平成19年11月総務省告示第618号）</u>に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>3 省略</p>

○愛媛県告示第981号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
佐伯歯科診療所	西条市丹原町湯谷口甲27 3	平成28年 7 月11日
高田矯正歯科クリニック	宇和島市保田甲1916番地 1	平成28年 7 月 1 日
木屋薬局	八幡浜市1526番地	平成28年 8 月 1 日
みゆき薬局	宇和島市御幸町二丁目 1 番13号	平成28年 8 月 1 日

○愛媛県告示第982号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
宇和島市国民健康保険九島診療所	宇和島市百之浦1362番地 1	平成28年 3 月31日

○愛媛県告示第983号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
み ゆ き 薬 局	宇和島市御幸町二丁目 1 - 13	平成28年 7 月31日

○愛媛県告示第984号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社 Lien	伊予市米湊600番地 1	ぐんちゅう絆 訪問看護ステーション	伊予市米湊600番地 1 フォルテ k i d o 203号	平成28年 3 月 1 日

○愛媛県告示第985号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地 1	済生会今治老人保健施設希望の園	今治市喜田村七丁目 1 番 6 号	平成28年 4 月 1 日
有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	有限会社介護サービスひかり	大洲市東大洲1339番地 7	平成28年 7 月 4 日

○愛媛県告示第986号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町 8 番 15 - 701号	訪問看護ステーション花みかん	（変更後） 伊予郡松前町上高柳503番地 4 （変更前） 伊予郡松前町昌農内613番地 4	平成28年 5 月19日

○愛媛県告示第987号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
新居浜市	萩生治良丸の一部	平成23年度から平成24年度まで	新居浜市萩生治良丸の一部の地籍図及び地籍簿

大洲市	長浜の一部	平成26年度から平成27年度まで	大洲市（長浜の一部）の地籍図及び地籍簿
-----	-------	------------------	---------------------

2 認証年月日

平成28年 8 月30日

○愛媛県告示第988号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市柿原、寄松、宮下、光満、高串、坂下津、三浦、住吉町、小浜、石応、大浦、藤江、白浜、蛤、百之浦、本九島、和霊町及び藤地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規

定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・宇和島地区）  
計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 8 月31日から 9 月29日まで
- 3 縦覧場所  
宇和島市役所本庁

#### ○愛媛県告示第989号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市日土町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・日土地区）  
計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 8 月31日から 9 月29日まで
- 3 縦覧場所  
八幡浜市役所八幡浜庁舎

#### ○愛媛県告示第990号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市保内町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・保内地区）  
計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 8 月31日から 9 月29日まで
- 3 縦覧場所  
八幡浜市役所八幡浜庁舎

#### ○愛媛県告示第991号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、大洲市東大洲地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東大洲地区）  
計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成28年 8 月31日から 9 月29日まで
- 3 縦覧場所  
大洲市役所本庁

#### ○愛媛県告示第992号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町僧都854、855の1、855の2、880、890
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第993号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘和口917の1（次の図に示す部分に限る。）、941、952から954まで、967、968、971から973まで、974の1、974の2、1134、1135、1150、1151、1153、1154
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘長月2463（次の図に示す部分に限る。）、2459、2460の1、2460の2、2461、2462、2464、2465の3、2467、2618、御荘菊川545の1から545の9まで、1421、1424の1、1424の2、1428、1431、1432
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘長月2210の1、2210の6、2214、2215、  
2216の1、2217、2218
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法  
変更しない。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第994号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
( 般 - 26 ) 第 9754 号	平成27年 3月4日	檜垣造園	檜垣 秀次	今治市四村336	平成28年 7月4日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、造園工事業	建設業の廃止
( 般 - 27 ) 第 15830 号	平成27年 10月21日	(株)ジーケーエス	藤村 純徳	今治市小泉4 - 4 - 46	平成28年 7月12日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 23 ) 第 4066 号	平成23年 7月28日	(株)藤田工務店	藤田 勝彦	新居浜市土橋1 - 4 - 56	平成28年 7月19日	土木工事業	建設業の廃止
( 般 - 26 ) 第 6688 号	平成27年 2月17日	(株)河端組	河端 廣	新居浜市宮原町7 - 22	平成28年 7月21日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 23 ) 第 13531 号	平成23年 7月17日	(有)原田産業	原田 耕治	西条市三芳357 - 5	平成28年 7月28日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 24 ) 第 16104 号	平成24年 5月10日	伊予路開発	鈴木潤一郎	四国中央市土居町土居21 48	平成28年 7月29日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

訓 令

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般  
保 健 所

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分	組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分	
			所 長				課 長	主 幹
企 画 課	1 ~ 4 省略			企 画 課	1 ~ 4 省略			
	5 医 療 法 ( 昭 和 23 )	1 ~ 3 省略			5 医 療 法 ( 昭 和 23 )	1 ~ 3 省略		
		4 医療法人に関すること。 (1) 省略 (2) 実施計画の認定（第42条の2第						

年法 律第 205 号) の施 行に 関す る事 務	2項、第42条の3第1項、第3項)				年法 律第 205 号) の施 行に 関す る事 務				
	(3) 省略					(2) 省略			
	(4) 省略					(3) 省略			
	(5) 理事の数の認可(第46条の5第1項)					(4) 理事の数の認可(第46条の2第1項)			
	(6) 管理者の一部を理事に加えないことの認可(第46条の5第6項)	—							
	(7) 一時役員及び一時理事長の選任(第46条の5の3第2項、第46条の6の2第3項)	—							
	(8) 理事長の選出の認可(第46条の6第1項)					(5) 理事長の選出の認可(第46条の3第1項)			
						(6) 仮理事及び特別代理人の選任(第46条の4第5項、第6項)	—		
	(9) 監事からの報告書の受理(第46条の8第4号)					(7) 監事からの報告書の受理(第46条の4第7項)			
						(8) 管理者の一部を理事に加えないことの認可(第47条第1項)	—		
						(9) 定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理(第50条)	—		
	(10)・(11) 省略					(10)・(11) 省略			
	(12) 定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理(第54条の9第3項、第5項)	—							
	(13) 省略					(12) 省略			
	(14) 省略					(13) 省略			
	(15) 省略					(14) 省略			
	(16) 合併の認可(第55条第7項、第58条の2第4項、第5項、第59条の2)					(15) 合併の認可(第57条 _____ _____)			
	(17) 分割の認可(第55条第7項、第60条の3第4項、第5項、第61条の3)	—							
	(18) 省略					(16) 省略			
	(19) 省略					(17) 省略			
	(20) 省略					(18) 省略			
	(21) 省略					(19) 省略			
	(22) 省略					(20) 省略			
	(23) 実施計画の変更の認定及び届出の受理(政令第5条の5の4第1項、第3項)	—							
	(24) 実施計画の実施状況を記載した書類等の受理(政令第5条の5の5)	—							
(25) 実施計画の認定の取消し(第64条の2第2項、政令第5条の5の6第1項、第2項)	—								

	5 ~ 7 省略			
6 ~ 22 省略				

	5 ~ 7 省略			
6 ~ 22 省略				

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前										
別表第5(第4条関係)					別表第5(第4条関係)										
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項										
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分					
			知事	専決者						知事	専決者				
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長	課 長	主 幹
医療 対 策 課	1 医 療 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 ~ 26 省略					1 医 療 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 ~ 26 省略							
		<u>27 実施計画の認定(第42条の2第2項、第42条の3第1項、第3項)</u>				—									
		<u>28 省略</u>							<u>27 省略</u>						
		<u>29 省略</u>							<u>28 省略</u>						
		<u>30 医療法人の理事の数の認可(第46条の5第1項)</u>							<u>29 医療法人の理事の数の認可(第46条の2第1項)</u>						
		<u>31 管理者の一部を医療法人の理事に加えないことの認可(第46条の5第6項)</u>					—								
		<u>32 一時役員及び一時理事長の選任(第46条の5の3第2項、第46条の6の2第3項)</u>					—								
		<u>33 医療法人の理事長の選出の認可(第46条の6第1項)</u>							<u>30 医療法人の理事長の選出の認可(第46条の3第1項)</u>						
									<u>31 仮理事及び特別代理人の選任(第46条の4第5項、第6項)</u>				—		
		<u>34 医療法人の監事からの報告書の受理(第46条の8第4号)</u>							<u>32 医療法人の監事からの報告書の受理(第46条の4第7項)</u>						
									<u>33 管理者の一部を医療法人の理事に加えないことの認可(第47条第1項)</u>					—	
									<u>34 医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理(第50条第1項、第3項)</u>					—	
				35・36 省略						35・36 省略					
		<u>37 医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理(第54条の9第3項、第5項)</u>				—									



備考

- 1 ~ 3 省略
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - (1) 省略
  - (2) (1)以外の場合 15,800円
- 5 ~ 7 省略
- その2 省略
- その3 省略

第5号様式（ピラ作成証明書の様式）（第4条関係）

省略

省略

備考

- 1 ~ 3 省略
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 省略
  - (2) 限度額
    - ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  

$$\frac{7円51銭(単価) \times \text{当該作成枚数}}{\text{当該作成枚数}} = \text{限度額}$$
    - イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  

$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \dots 1銭未満の端数は切上げ$$

$$\text{単価} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

第6号様式（ポスター作成証明書の様式）（第4条関係）

省略

省略

備考

- 1 ~ 3 省略
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 省略
  - (2) 限度額
    - ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合  

$$\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots$$

$$1円未満の端数は切上げ$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$
    - イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合  

$$\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

第7号様式（請求書の様式）（第5条関係）

- その1 省略
- (別紙)その1 省略
- その2
  - 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

備考

- 1 ~ 3 省略
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - (1) 省略
  - (2) (1)以外の場合 15,300円
- 5 ~ 7 省略
- その2 省略
- その3 省略

第5号様式（ピラ作成証明書の様式）（第4条関係）

省略

省略

備考

- 1 ~ 3 省略
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 省略
  - (2) 限度額
    - ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  

$$\frac{7円30銭(単価) \times \text{当該作成枚数}}{\text{当該作成枚数}} = \text{限度額}$$
    - イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  

$$\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \dots 1銭未満の端数は切上げ$$

$$\text{単価} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

第6号様式（ポスター作成証明書の様式）（第4条関係）

省略

省略

備考

- 1 ~ 3 省略
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 省略
  - (2) 限度額
    - ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合  

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots$$

$$1円未満の端数は切上げ$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$
    - イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合  

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times \text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

第7号様式（請求書の様式）（第5条関係）

- その1 省略
- (別紙)その1 省略
- その2
  - 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）



(1) 自動車の借入れ

省略				
年 月 日	円 台 円 ( )×( )=	円 台 円 15,800×( )=	円	
~~~~~				
年 月 日	円 台 円 ( )×( )=	円 台 円 15,800×( )=	円	
省略				

備考 省略

(2)・(3) 省略

その2 省略

(別紙)

請 求 内 訳 書

省略
----

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
7円51銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)}{当該作成枚数}$$

..... 1銭未満の端数は切上げ

2～4 省略

その3 省略

(別紙)

請 求 内 訳 書

省略
----

備考

1 省略

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1円未$$

満の端数は切上げ

(2) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

... 1円未満の端数は切上げ

3～5 省略

(1) 自動車の借入れ

省略				
年 月 日	円 台 円 ( )×( )=	円 台 円 15,300×( )=	円	
~~~~~				
年 月 日	円 台 円 ( )×( )=	円 台 円 15,300×( )=	円	
省略				

備考 省略

(2)・(3) 省略

その2 省略

(別紙)

請 求 内 訳 書

省略
----

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
7円30銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)}{当該作成枚数}$$

..... 1銭未満の端数は切上げ

2～4 省略

その3 省略

(別紙)

請 求 内 訳 書

省略
----

備考

1 省略

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1円未$$

満の端数は切上げ

(2) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

... 1円未満の端数は切上げ

3～5 省略